

MP-100・M2Mの契約・計上・決裁ルールについて

MP-100の稟議申請ルールの変更

これまでMP-100の設置については、案件の都度稟議が必要でしたが、今後下記ルールへ変更となります。

変更事項

同じチェーン店にて、追設条件（提供CH・SDカード枚数）の記載がある稟議書については、**過去決裁済の個別稟議の転用可（書類ID、決裁No.）**とし、案件毎の稟議決裁を不要とします。

※但し、提供CH・SDカード枚数に変更がある場合は、別途申請必要

今後の決裁ルール

① チェーン店にて追設条件を下回るMP-100新規導入、及び条件変更が発生する場合

使用書類：規定外値引&チェーン店コード発番申請書（統括部長決裁用）

② チェーン店にて追設条件以上のMP-100新規導入、及び条件変更が発生する場合

使用書類：稟議書（統括部長決裁用）or規定外値引&チェーン店コード発番申請書
※決裁済チェーン店規定外値引申請書の添付が必要

③ 決裁済条件（金額）で、提供CH・カード枚数等が変更となる場合

使用書類：稟議書（統括部長決裁用）or規定外値引&チェーン店コード発番申請書
※決裁済チェーン店規定外値引申請書の添付が必要

④ 個店でMP-100導入の場合（規定条件でも申請が必要）

使用書類：規定外値引/インシャル10万以上後払申請書
※最終決裁者・法人営業統括部⇒統括部長
※回付先合議 商材「MP-100」選択で自動設定
(取付先が個店の場合、管轄技術長合議追加)

● 記載必須事項

- ①～④提供チャンネル番号・提供チャンネル名(カード枚数含む)
- ①～③MP-100の追設条件【インシャル、ランニング】

M2M計上ルールの確認

包括契約締結先（法人チェーン店）は、「M2M BGMパック」の適用対象外となります。

● チェーン店の契約書締結について

- ・BGM包括契約書
- ・LTE包括契約書（LTE約款別紙） の2点セットで締結

※「MPX-1+M2M」の場合も上記2点セットでの締結となります。
(チェーン店の場合、上記2点セットでの契約締結が前提となる為、LTE包括契約書締結前でも「M2M BGMパック」の適用は基本NGとなります。)

※LTE包括契約書締結前に個別の契約が発生する場合は、M2M単体分（もしくはBGM+M2M単体）を複写式の加入申込書（要捺印）にて対応下さい。

● チェーン店のUNIS計上について

「M2M(BGM専用) 通信サービス利用料（9604010）」にて計上
※「M2M(BGM専用) BGMパック利用料（9604013）」は原則個店のみ適用可

● 規定外値引について

M2M単体のNET価格は1,800円です。やむを得ずM2Mの値引が発生する場合でも、BGM含め4,000円未満は原則NGとなります。
※包括条件としての申請は「規定外値引&チェーン店コード発番申請書（統括部長決裁用）」、チェーン店内の個別対応（イレギュラー対応）の場合は「稟議書（統括部長決裁用）」を使用

MP-100からMPX-1+M2Mへのリプレイスについて

現状のランニング単価維持での、CD・MP-100からMPX-1へのイニシャル0円での取替は、包括稟議として承認済【決裁No.01-201701-0041】ですが、M2Mは別途費用が必要です。
※ NET価格を下回るM2Mの設置が必要となった場合は別途稟議が必要。

※万が一M2Mの利用料が頂けない事例が発生することで、今後も先方にBGM単体と同条件での対応が可能であるという認識が生じるリスクがありますので、特別措置であることを十分ご説明いただく等、慎重な対応をお願いします。